

【放送テーマ：11 月定例会】

令和 8 年度岡山県議会広報テレビ番組企画 仕様書

1 業務の内容

岡山県議会に係る情報を広く県民に提供する岡山県議会広報テレビ番組について、県議会事務局が提示する放送テーマ（企画）に基づき、県議会事務局と協議しながら番組を制作し、放送する。

なお、本件業務の受託者（以下「受託者」という。）は、日頃から県議会の活動に注目し、県議会に対する県民の理解がより深まるよう協力する。

2 業務の条件

- (1) 放送回数は、令和 8 年 12 月 21 日(月)から同月 31 日(木)23 時 59 分までの間に 2 回（本放送及び再放送）とする。ただし、提案が別途公告する「教育」をテーマとする番組の放送日時と重複する場合は別途調整するものとする。
- (2) 放送時間（実際の放送時間）は、28 分以上とする。
- (3) 放送時間帯は 2 回の放送のうち 1 回以上を B タイム以上とする。
- (4) 放送エリアは、岡山県全域とする。
- (5) 放送内容は、「**11 月定例会**」をテーマとする。
- (6) 放送する番組の企画は、県議会事務局が担当し、制作（シナリオの作成等を含む。）は、受託者が担当する。企画及び制作に関する細部については、県議会事務局と受託者との両者による打ち合わせを経て決定するものとする。なお、受託者は、制作を進めるに当たり県議会事務局担当課等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うものとする。
- (7) 「番組名」は、県議会の広報番組であることが分かる提案をすること。また、「サブタイトル」は、放送テーマが分かりやすく伝わる提案をすること。正式名は、具体的に番組制作を協議していく中で調整して決定する。
- (8) 制作に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
 - ・スタジオ等における対談（議員・司会者）を基本とする（出演する県議会議員は 4 名（うち自民党所属議員は 2～3 名の予定）である。）。
 - ・出演議員からフリップの作製依頼があった場合、受託者が作製すること（1 人につき 2 枚程度）。
 - ・出演議員の発言内容に即した資料映像を挿入すること（1 人につき 1 回以上。ただし、フリップの作製依頼のない出演議員については 2 回以上。）。また、令和 8 年 11 月定例会開会中の映像を挿入すること。
 - ・手話通訳を挿入するよう努めること。また、必要に応じて字幕挿入及びナレーション収録を行うとともに、障害のある人、高齢者等への配慮として、出演者の発言内容を分かりやすく伝える工夫・手法を行うこと。
 - ・3 者打合せ（出演議員、放送局及び県議会事務局）は、令和 8 年 12 月 2 日（水）午後に行う予定である。
 - ・収録は、令和 8 年 12 月 11 日（金）午後に行う予定である。また、収録に当たっては、一定程度の広さを確保した会場で行うとともに、感染症防止に努めること。
- (9) 制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (10) 番組は、放送終了から一定期間、県議会ホームページ、YouTube 等での動画配信及び県議会広報紙等への掲載を行うため、二次使用できることを原則とする。
- (11) 受託者は番組放送後、速やかに視聴率を把握し、県議会事務局へ報告するものとする。
- (12) 経費の上限は、1,265 千円（制作料、手話通訳に要する経費、放送料、二次使用のために生じる経費、消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (13) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等の際に不明な点が生じたときは、その都度県議会事務局と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (14) 県議会事務局は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

3 委託期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで